

危険物新聞

第291号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
 発行人 川井清治郎
 大阪市西区西長堀北通1丁目
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717.5910
 定価 1部 50円

「危険物の規制に関する規則」

運搬容器基準改正

自治省では、53年2月9日付、危険物の規制に関する規則の一部を改正し3月1日より実施した。

改正点は(1)大気弁、(2)移送取扱所の消火設備、(3)運搬容器についてである。

大気弁は通気管の作動圧が500ミリに

規則第20条1項2号イの、「水高圧力100ミリメートル以下の圧力差で作動できるもの」を「水高圧力500ミリメートル以下の圧力差で作動できるもの」に改正。

規則第38条1項2号中「製造所等」の次に(移送取扱所を除く)を加える。

過酸化、動植物油などの容器

新しい化学品の出現、需要形態の変化、新しい運搬容器の開発等に伴い、規則別表第3の運搬容器、包装の技術基準が改正された。

①第1類の有機過酸化物の容器が全面的に改正され品種の細分化区分により容器基準がきめられた。

②第1類過硫酸塩類の一部、硝酸ナトリウムの一部、第2類の塊状硫黄、第5類のピクリン酸の一部について、新たに運搬容器として、フレキシブルコンテナが追加された。

③第3類金属ナトリウム、金属カリウム、第4類アルキルアルミニウム、動植物油類、第5類ピクリン酸の容器規定が改正された。

ちなみに、動植物油類の容器についてみると、金属製容器1.1リットル→2.2リットルに、ポリエチレンびん、ポリプロピレンびん、ポリスチレンびん、ポリビニルアルコールびん、ガラスびん、陶びんが一律に2.2リットルとなった。



大阪府危険物取扱者試験 受験者、5511名

合格発表は 4月20日

大阪府では 昭和52年度 第3回目の 危険物取扱者試験を 3月24日、近畿大学で実施する。

願書は3月2日、3日に受付が行われ、受験者の数は

甲種 780名
乙種第4類 4731名

であった。

試験結果は、4月20日に発表し、合格者には5月18日に免状が交付される。

次は6、7月頃

大阪府の次回試験は6月か7月頃で、試験種類は、乙種第4類と、丙種か乙種全類のいずれかの予定。

昭和52年度消防白書

その2

5. 出火原因

昭和51年における出火原因別の出火件数は、第5表のと
第5表 昭和51年出火原因別出火件数

区分	出火件数(件)	割合(%)
失火	48,750	78.2
放火、放火の疑い	4,465	7.2
自然発火、再燃	1,137	1.8
天災、地変	178	0.3
不明	7,774	12.5
計	62,304	100.0

おりである。昭和51年の出火件数6万2,304件のうち、失火が4万8,750件(78.2%)で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

「たばこ」による火災が依然として首位

出火原因別の出火件数及び損害額をみると、ともにたばこがトップでたばこによるものが8,814件と総出火件数の14.1%(前年14.9%)を占め、例年どおり首位となっており、また、その比率は年々漸増の傾向にあったが、昭和50年、昭和51年と連続して減少している。次いで、たき火の6,616件で10.6%(前年10.7%)、火あそびの6,247件で10.0%(前年9.9%)、こんろの4,293件で6.9%(前年6.6%)、風呂かまどの3,155件で5.1%(前年5.2%)の順となっている。

たばこによる出火件数とたばこの販売量の推移をみると、およそ平均してのびている。51年はたばこによる出火件数とたばこの販売量は、ともに前年より減少しており、なかでもたばこによる出火件数は、49年以降3年連続減少している。

たばこによる火災の損害状況をみると、建物16万5,350㎡、林野13万1,977aを焼失し、107億3,200万円の損害を出している。

アメリカ、カナダでもタバコが上位

たばこによる火災は、我が国では最も多いが、アメリカ、カナダなどの諸国においても出火原因の上位を占めている。昭和51年度においては、全国で3,400万人(国民3人に1人の割合)の愛煙家が毎日1人当たり男約24本、女約16本で総計2,891億本のたばこを消費している。

たばこの火は、住宅、事務所、工場等の建物の中や山林、自動車の中といったところであり、しかも喫煙中のたばこの温度は約700°Cにも達するものであるため、喫煙者の不注意によって、多くの火災をひき起こす結果となっている。

建物火災が最も多く4,108件(46.6%)で、林野火災に1,356件(15.4%)となっている。また、これを経過別にみると、投げ捨てによるものが最も多く5,297件(60.1%)となっている。屋内での床上への投げ捨て、列車、バス等の乗り物の窓からの投げ捨て、山林の中で枯草への投げ捨て等しばしば見受けられるが、火災の危険性を思えば社会的罪悪というべきであろう。次いで放置して生じているものであり、今後、たばこによる火災が増加することがないよう喫煙者の防火に対する再認識が強く望まれる。

たばこに関連して、マッチ・ライターによる火災の損害状況についてみると出火件数で約4である。昭和51年においては前年より305件(12.7%)減少し、1,022件の火災が発生し、建物3万9,460㎡、林野4万7,377aを焼失し、損害額は24億800万円と前年より1億1,600万円(5.1%)増加している。主な経過別出火件数をみると、たばこと同じく最も多いのは、投げ捨てによるもので658件(31.3%)、次いで、ガス等への引火291件(13.8%)、火源が動いて何らかの着火物に接触したものの172件(8.2%)の順となっている。

消したと思って投げ捨てたマッチの火が実は消えておら

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置
泡・ガス・エアーム消火装置 } YMオートアンロック

YM式オートアンロック西日本総括
斉田式救助袋 近畿地区
日本ドライケミカル(株)
ヤマト消火器(株) } 代理店

株式会社
三和商会
TEL 06 (443) 2456

ず、可燃物に着火したり、漏油に引火する例はよく見受けられるので、マッチの燃えかすの処理には、十分な注意が必要であり、この面での広報が更に必要と考えられる。

6. 危険物施設の火災等

(1) 火 災

a 火災件数

昭和51年中における危険物施設の火災は、全国で159件、166施設において発生し、前年に比べて発生件数で7件、被災施設数で10施設の増加となっている。

その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類してみると第3図のとおりである。

これによると取扱所111施設、製造所34施設及び貯蔵所21施設となっており、これを前年と比較すると、貯蔵所は3施設減少し、製造所及び取扱所はそれぞれ4施設及び9施設の増加となっている。

b 被害状況

これらの火災に伴う死傷者は、死者9人（移動タンク貯蔵所3、給油取扱所1、一般取扱所5）、負傷者179人（製造所38、屋内貯蔵所3、屋外タンク貯蔵所64、移動タンク

貯蔵所12、給油取扱所9、第一種販売取扱所1、一般取扱所52）で、死亡は昨年より3名減少、負傷者は81名の増加となった。

また、これらの火災による損害額は約24億8,600万円、前年より約16億円の増加となった。

なお、昭和46年以降の危険物施設の火災件数、損害額及び死傷者数の推移は、第6表のとおりである。

第6表 危険物施設火災件数及び被害の推移

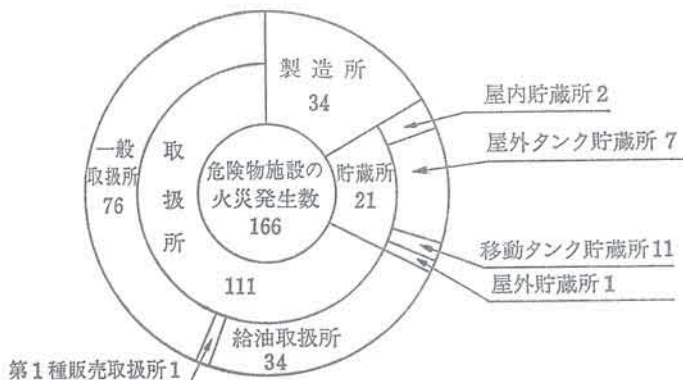
年 別	火災施設	損 害 額	死 者	負 傷 者
47	158	3.5(億円)	12(人)	172(人)
48	168	54.5	12	179
49	137	4.9	7	63
50	156	8.8	12	98
51	166	24.9	9	179

c 危険物による火災

危険物施設の火災は、施設の性格上、危険物に起因するものが大部分である。昭和51年中に発生した危険物施設の火災に関係した物品を消防法別表の分類に従って区分すると、第1類2施設、第2類4施設、第4類109施設、第5

類2施設及び危険物以外の物品等49施設となっており、火災発生施設166のうち、117施設(70.5%)が危険物に起因している。これら危険物のうち、第4類の危険物がその大部分を占めているのは、例年と同様である。

また、第4類の危険物に起因した件数を危険物の種類別にみると、第1石油類（ガソリン、ナフサ、トルオール等）61施設、第3石油類（重油、潤滑油、焼入油等）21施設、第2石油類（灯油・軽油等）12施設等となっており石油類がその大部分を占めている。



第3図 危険物施設の火災発生状況

保安用品と消火装置

総合防火商社



株式会社

マルナカ

大阪市北区中崎西4丁目2番27号

TEL 371-7777(代)

支店 東京・神戸

d 危険物取扱者の立会い

危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱うことができないこととされている。

昭和51年中に火災が発生した危険物施設166について、危険物取扱者の立会い状況を見ると、立合いのあったもの107施設(64.5%)、立合いのなかったもの59施設(35.5%)となっている。

これによると危険物施設の火災件数に対する危険物取扱者の立合いのなかった件数の割合は、前年の41.0%に比べて若干減少している。

e 火災の拡大状況

昭和51年中の危険物施設の火災のうち、出火した危険物施設にとどまったものは148施設(89.2%)、他の建築物等に延焼したものは8施設(4.8%)、他の火災から類焼したものは10施設(6.0%)となっている。

危険物施設の火災のほとんどが出火した施設にとどまり、他へ延焼したり他から類焼したものは極めて少ないことがうかがえる。

f 無許可施設の火災

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取扱ってはならないこととされているが、これら製造所、貯蔵所又は取扱所以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱い(無許可施設)、火災が発生したものは14施設となっている。これらの火災による損害見積総額は、約3億5,000万円、負傷者が8名で、前年の無許可施設の火災に比べると発生施設で6施設、損害見積総額で約2億円、負傷者数で1名いずれも減少している。

また、無許可施設の火災1件当たりの損害見積額を危険物施設のそれと比べると危険物施設の約1,498万円に対し、無許可施設は約2,490万円となり危険物施設の1.7倍の

被害を受けたことになる。

g 危険物運搬中の火災

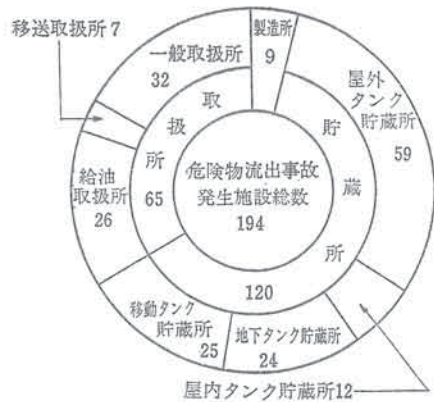
昭和51年中における危険物運搬中の火災は、4件発生し、1名が死亡した。これらの火災による損害見積総額は約494万円となっている。

(2) 危険物流失事故

昭和51年中に危険物施設から危険物を流出させた事故で火災にならなかったものは194件発生し、前年の189件に比べ5件増であった。その内訳を危険物施設の許可区分ごとに分類してみると第4図のとおりである。

これによると貯蔵所120件、取扱所65件及び製造所9件となっており、前年に比べ貯蔵所は4件、製造所は3件増加し、取扱所は2件減少している。

第4図危険物施設の流出件数



**消防機器の
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

モリダ **森田ポンプ株式会社**

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

「危険物の範囲についての基準」

大阪市消防局一部改正

大阪市消防局は、昭和53年1月11日付で、消防長訓第22号、危険物の範囲に関する運用基準の一部を改正した。

これは、昨年12月消防庁より通達された危険物の範囲に関する疑義回答に基き、消防庁の危険物の範囲についての見解を大阪市の基準にとり入れ、一部修正されたものである。

また同時に、液状の判定基準についても、国の基準に修正された。

危険物の範囲に関する運用基準 (大阪市)

第1 この基準は、消防法(昭和23年法律第186号以下法という。)別表に掲げる危険物の範囲について、統一的に運用するため必要な事項を定めるものとする。

第2 法別表及び同表備考の運用は、次の基準によるものとする。

1 各類共通

- (1) 危険物の数量は、危険物の純品に混合又は含有されている物質も含めた重量又は容量によって計算するものとする。
- (2) 不燃性物質(混合することによって危険性が增大するおそれのある物質を除く。以下同じ。)と混合した固体危険物は、過酸化物質、塩素酸塩類その他特別の定めのある場合を除き、純度が60重量パーセント以上のものを危険物とする。

2 第1類

- (1) 過酸化水素水は、濃度が36重量パーセント以上のものを危険物とする。
- (2) 不燃性物質と混合した塩素酸塩類は、純度50重量

パーセント以上のものを危険物とする。

- (3) 不燃性物質と混合したベンゾイルパーオキシドで、純度22重量パーセントのものは、過酸化物質とする。
- (4) 不燃性物質と混合した過酸化カルシウムで、純度49重量パーセント以下のものは、危険物に該当しない。
- (5) 第4類の液状危険物と混合した過酸化物質(注)で、含有量25重量パーセントのものは、過酸化物質とする。

(注) 次の過酸化物質をいう。

化学名称

1.1-ビス(ト-ブチルパーオキシ) 3.3.5-トリメチルシクロヘキサノール


1.1-ビス(ト-ブチルパーオキシ) シクロヘキサノール

- (6) 第4類の液状危険物と混合したジイソプロピルパーオキシジカーボネイトで、含有量15重量パーセントのものは、過酸化物質とする。

3 第2類

- (1) 硫黄は、純度60重量パーセント以上のものを危険物とする。
- (2) 金属粉A及び金属粉Bは、JIS Z8801に定める標準網ふるい149ミクロン(Tyler 標準ふるい100メッシュ相当)を通過する微粉であって、その物質を全体の50重量パーセント以上含有するものを危険物とする。
- (3) アルミニウム箔は、その厚さが6ミクロン以下のものを、アルミニウム線は、直径又は一辺が20ミクロン以下のものを危険物とする。
- (4) アルミニウム粉をミネラルスピリット又は溶剤ナフサでペースト状にしたものは、金属粉Aと

安全な社会環境づくりに奉仕する




消火器界に一大革命!


粉末消火器

《国家検定合格品》

好評発売中です



消火器・消火装置の総合メーカー



株式会社 初田製作所

本社・工場 大阪府枚方市招提田近3-5 下573
電話 0720-56-1281(代)

大阪支社 電話 06-473-4871~4
堺出張所 電話 0722-21-3444

する。

- (5) 鉄粉、亜鉛粉、真ちゅう粉、銅粉及びフェロシリコン粉は、金属粉Bとする。

4 第3類

- (1) 生石灰は、純度80重量パーセント以上のものを危険物とする。

5 第4類

- (1) 法別表備考の液状の判定は、別記1「液状の判定について」による。
- (2) 引火点の測定は、引火点が摂氏80度以下の物品については、タグ密閉式引火点試験器(JIS K2810)引火点が摂氏80度をこえる物品については、クリーブランド開放式引火点試験器(JIS K2803)により測定することを原則とする。
- (3) 着火温度は、ASTM法発火温度測定装置により測定することを原則とする。
- (4) 法別表備考に掲げるガソリン、灯油、軽油、重油、クレオソート油、ギヤー油及びシリンダー油は、次による。

ア それぞれ日本工業規格(ガソリン・JIS K2201(4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)は除く。)、2202、2209のうち4号(JP-4)；灯油・JIS K2203、2209のうち1号(JP-1)；軽油・JIS K2204；重油・JIS K2205；クレオソート油・JIS K2470；ギヤー油・JIS K2219；シリンダー油・JIS K2217)に定める規格に適合するものをいう。

イ 工業ガソリンJIS K2201のうち、4号(ミネラルスピリット)及び5号(クリーニングソルベント)は、第2石油類とする。

ウ ゲル化した灯油及び軽油は、第2石油類に、ゲル化したJP-4は第1石油類とする。

エ 2以上の品目のものを混合したものについては、混合割合にかかわらず引火点によりそれぞれ該当する石油類に分類する。

- (5) アルコール類とは、炭素数5以下の一価アルコール(分子中、水酸基以外の部分は、炭素及び水素元素のみから成るものに限る。以下同じ。)、変性アルコール及びブーゼル油をいい、水溶液は、濃度60容量パーセント以上のものをアルコール類とする。
- (6) さく酸エステル類及びびざ酸エステル類は、炭素数5以下の一価アルコールに対応するエステルとする。
- (7) さく酸ビニルモノマーは、さく酸エステル類とする。
- (8) ぎ酸の水溶液は、濃度90容量パーセント以上のものを危険物とする。
- (9) ホルマリンは、ホルムアルデヒド及びメタノールの含有量がそれぞれ37.5重量パーセント及び13重量パーセントをこえる水溶液を危険物とする。
- (10) さく酸水溶液は、濃度70重量パーセント以上のものを危険物(第2石油類)とする。
- (11) ジメチルアミンの20重量パーセント水溶液は、危険物とする。
- (12) ヒドラジンヒドレートの80重量パーセント水溶液は、危険物(第3石油類)とする。
- (13) エチレングリコール水溶液及びグリセリン水溶液は、90容量パーセント以上のものを危険物(第3石油類)とする。
- (14) 水溶性危険物のうち特別の定めのあるものを除き、摂氏100度付近で沸騰し、水分が蒸発したのち引火するものは、危険物に該当しない。
- (15) 動植物油類とは、高級脂肪酸のグリセリンエステルを主成分とする引火性物品で、法別表備考第5に該当するものをいう。

YAMATO 業界のトップメーカー/最高の品質をお届けします

消火器・消火装置・警報装置・避難設備

信頼のヤマト

A P C 中央警報システム
各種消火器
消火栓設備

スプリンクラー設備
水噴霧消火設備
ドレンチャージャー

連結給水設備
連結送水管
粉末消火設備

タンク油消火設備
プロフォーム消火設備
ライトウォーター消火設備

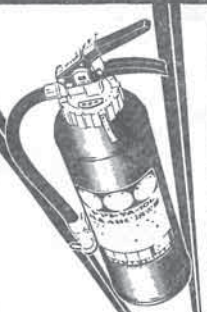
二酸化炭素消火設備
ハロゲン化物消火設備
自動火災報知設備

漏電火災警報器
非常放送設備
誘導灯 誘導標識

排煙処理設備
救助鉄 籠降機
避難梯子

防炎剤
吸油剤
流出油処理剤

■ 防災のシステムメーカー **ヤマト消火器株式会社** 大阪市東成区深江北1-7-11 〒537 TEL. 06-976-0701代



16) 第 4 類の液状混合危険物は、次による。

ア 危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）別表第1の運用については、別記2「塗料類等の品名について」による。

なお、接着剤、ポーリング場の床の塗布液、合成皮かくのつや出し等は、別記2第1項第1号の塗料類等に該当しない。

イ その他については特別の定めのある場合を除き、法別表備考に定める引火点、着火温度及び沸点により特殊引火物又はそれぞれ該当する石油類に分類する。

なお、この場合、組成及び沸点等を総合的に検討して判断することがある。

17) 摂氏20度で液状（ただし、引火点が摂氏70度未満のものについては、摂氏20度をこえ摂氏40度以下の間において液状となるものを含む。以下、この項において同じ。）でメチルエチルケトンパーオキシドを22重量パーセント含む引火性物品は、第4類危険物とする。

なお、9.9重量パーセントのメチルエチルケトンパーオキシドを含み、摂氏20度で液状でないものは、危険物に該当しない。

18) エアゾール製品については、原液（加圧下、容器に封入されたものうち、大気圧、摂氏20度としたときに気体となるものを除いた残りの液状物質をいう。）が摂氏20度で液状の引火性物品であるときは、当該原液を第4類危険物とする。

19) タンク底泥油については、摂氏20度で液状の引火性を有するものを引火点により石油類に分類する。

20) 自動車の燃料タンク内にある可燃性液体については、危険物の規制は行わない。

6 第 5 類

(1) 2.4-ジニトロフェノールの30重量パーセントの泥状物は、危険物とする。

7 第 6 類

(1) 発煙硫酸は、比重が1.84（15°C / 4°C）をこえるものとする。

(2) 発煙硝酸は、比重が1.52（15°C / 4°C）をこえるものとする。

別 記 1

液状の判定について

法別表備考の液状の判定は、次に定める方法により行なうものとする。

1 試験品を J I S K 2266 に適合する試験管のうち、

直径30ミリメートル、高さ120ミリメートルのものに第1図のようにA線まで入れ、摂氏40度（引火点が摂氏70度以上のものにあつては、摂氏20度）の恒温槽中にB線が恒温浴面下に没するように試験管を直立して静置する。（図省略）

2 試験品が所定の温度に達してから10分間その状態を保持させたのち、試験管を取り出し直ちにコルク栓を外し第2図のように水平にし、試験品が流動を開始してB線に達する時間を測定する。（図省略）

3 同一人がこの測定を2回以上行ない、その平均値が90秒以下であれば、その試験品は液状であるものと判定する。なお、誤差の範囲は±2秒とする。

別記2（省略）

質 疑 応 答

消防庁通達より

塗料類の取扱いについて（兵庫県）

【質問】当県内の塗料工場において下記のような組成及び引火点を有する水溶性塗料を製造しておりますが、これらが危険物に該当するか否か疑義があるので至急にご教示ください。

記

1. 本件にかかる塗料類については危険物の規制に関する規則別表第1の品目に示されていないので危険物に該当しないものとして取り扱ってよいか、又危険物に該当する場合どのような品目に該当するのか。
2. 本件以外の水溶性塗料類はそれらの水分及び有機溶剤等の割合がどのようなときに危険物となるのか。

品 種	ハイドラック # 5000	ハイドラック # 3000
原 材 料	配 合 比	配 合 比
酸 化 チ タ ン 白	15.0%	16.0%
着 色 顔 料		2.0
水 溶 性 樹 脂	15.0	24.0
セロソルブ系溶剤	12.0	15.0
アルコール系 //	5.0	
添 加 助 剤	0.5	0.3
水	53.0	43.0
合 計	100.5	100.3

ハイドラック # 5000 の引火点 32.0°C

ハイドラック # 3000 の引火点 63.0°C

【回答】（51.7.12 危第23-18号）

1. 添付された資料から判断すれば、設問の塗料は、いずれも合成樹脂エナメル塗料に該当する。
2. 危険物に該当するか否かは、引火点の有無により決る。

塗料の区分 (東京都)

【質問】危険物の規制に関する規則別表第1の品目でない下記の調合ペイントは危険物に該当するか、該当すれば引火点により規制してよろしいか。また、該当しない場合、その根拠は如何なる理由によるものかご教示願います。

記

品名	成分	組成	引火点
HICR デラックス	フタル酸樹脂	30.0%	41°C
	油脂(アマニ油等)	20.0%	
	顔料	40.0%	
	石油系溶剤	10.0%	
調合 ペイント	フタル酸樹脂	1.6%	56°C
	油脂(アマニ油等)	24.5%	
	顔料	65.8%	
	石油系溶剤	6.7%	
	その他	1.4%	

【回答】(49.4.4 予第56号)

設問の塗料は、危険物の規制に関する規則別表第1の品目の項に掲げる物品に該当しないで、いずれも危険物に該当しない。

給油取扱所等に設ける油水分離装置について (東京都より)

【質問】下記の油水分離装置を設置したい旨の申し出があったが認めてさしつかえないかご教示願いたい。

1. 油水分離機能

当該装置は、給油取扱所等から排水される排水中のノルマルヘキサン抽出物質含有量を5ppm以下に処理できるものである。

2. 構造

当該装置は、V字型平行板を通過することによって、

排水中の油分を粗粒化し、重力分離する。

なお、当該装置は処理能力2m³/hと12m³/hの二種類で、沈澱そう、分離そう及び浄化そうからなり、これを有機的に結合させ排水中の油分、浮遊物、コロイド物質、沈澱物等を沈澱、浮上整流、集油分離、コロイド分散、油膜構成及び吸着作用が流れにそって自動的に処理する機構のものである。(別添構造図面(略))

【回答】(51.12.1 危第104号)

自動車等の荷重により容易に変形等を生じないように設置する場合は、認めてさしつかえない。

自動車等の出入りする側について (栃木県より)

【質問】

- 危険物の規制に関する政令第17条第1項第13号に規定する自動車等の出入りする側とは、建築基準法第42条第1項各号に規定する道路及び建築基準法施行令第144条の3第1項各号に規定する道と解してよいか。
- 最近市道側へ住宅及び商店が建ち並び、顧客が宅地内の私道を給油のため利用するとするならば、私道に面する側(幅20m)は、自動車の出入りする側と解するか。
- 宅地内私道を特定行政庁の指定をうけ、一般公共の用に供した場合いかに解するか。

又、この私道を通りぬけられるよう設置することも可能である。

【回答】(51.11.16 危第94号)

2. 及び3.

設問については、次により承知されたい。危険物の規制に関する政令第17条第1項第13号に規定する自動車等の出入する側とは、幅員がおおむね4メートル以上の道路(危険物の規制に関する規則第1条第1号に規定するもの。)に接し、かつ、給油を受けるための自動車等/出入りできる側をいうものとして運用されたい。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)

技研産業株式会社

大阪市南区北炭屋町27番地 (野々垣ビル)